

中小企業等経営強化法証明書の発行ガイドライン

一般社団法人日本縫製機械工業会

1. 中小企業等経営強化法に関する証明書

中小企業等経営強化法に規定する設備等のうち、同法施行規則における以下の要件、

- (1) 販売開始時期（設備区分等毎に定められた期間内に販売された設備であること）
- (2) 生産性向上指標（例：生産効率、精度、エネルギー効率等）に係る要件（年平均 1%以上向上）

を満たす設備であることの工業会証明書を取得し、中小企業等経営強化法の認定を受けた場合で、且つ最低取得価額要件などの税法上の要件を満たすものについては、税制上の優遇措置の適用を受けられます。

工業会では、生産性向上に係る要件を満たす旨を確認した場合、その旨を証する「証明書」を発行することとしていますので、税制上の優遇措置の適用を受けようとする法人又は事業主（以下、「中小事業者等」と言う。）の方はご活用ください。

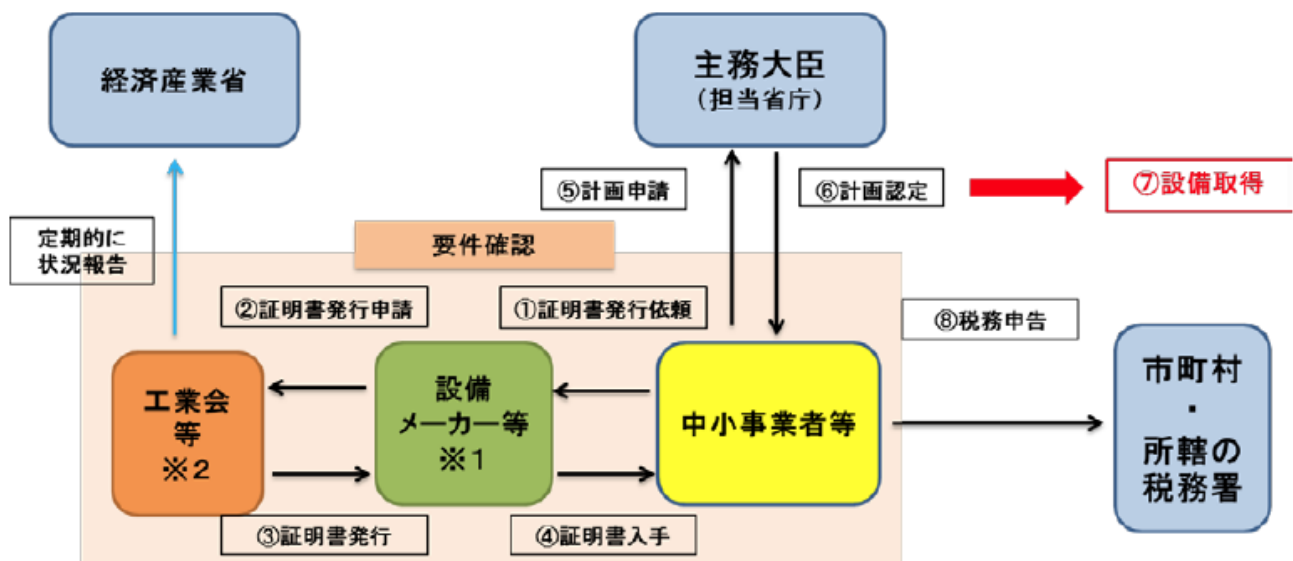
※中小企業等とは、租税特別措置法の中小企業者（資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人/資本金もしくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人/常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人）をいいます。

詳しくは、次の中小企業庁ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>

工業会証明書の取得から税務申告の流れは、概ね以下のとおりです。

(手続きスキーム図)



※1 当該設備の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする。

※2 設備メーカー自身はその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として指定されている工業会等へ申請すること。（具体的にどの設備についてどの工業会等に申請すべきかは、経済産業省HP参照。）

- ①中小事業者等は、当該設備を生産した設備メーカー等に証明書の発行を依頼してください。
- ②依頼を受けた設備メーカー等は、証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）に必要事項を記入のうえ、工業会の確認を受けてください。手続きに際しては、裏付けとなる資料を添付してください。
- ③工業会は、証明書（様式1）、チェックリスト（様式2）及び裏付けとなる資料の内容を確認のうえ、証明書を発行します。
※設備メーカー等におかれては、工業会が必要と判断した裏付けとなる資料の提出や合理的な説明がなされない場合は、証明書の発行はできませんのでご注意ください。
- ④工業会から証明書の発行を受けた設備メーカー等は、依頼があった中小事業者等に証明書を転送してください。
- ⑤中小事業者等は、④の確認を受けた設備について、経営力向上計画に記載し、認定を受けることができます。手続きに際しては、経営力向上計画の申請書に、④の証明書の写しを添付する必要があります。
- ⑥認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した当該設備については、税法上の他の要件を満たす場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。税務申告に際しては、④の証明書、⑤の申請書及び⑥の認定書（いずれも写し）を添付してください。

2. 依頼方法

設備メーカー等は、次の書類を揃えて、工業会受付窓口を持参又は郵送してください。工業会の業務時間内（9：00～17：30）に受付します。

- (1) 証明書発行依頼書（所定の様式）
- (2) 証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）
- (3) 裏付けとなる資料（カタログ、技術資料、見積書等）
- (4) 中小企業等経営強化法に関する証明書発行について（租特税法の中小事業者等であることの確認書）
- (5) 証明書返信用封筒（切手を貼付してください。）
- (6) 会社概要、パンフレット等（非会員の場合、初回依頼時のみ。）

【送付先・問い合わせ先】

〒105-0004

東京都港区新橋5-25-3 第2一松ビル2階

一般社団法人日本縫製機械工業会 証明書発行係

電話：03-6435-8190 Fax：03-6435-8192

Eメール：info@jasma.or.jp ウェブサイト：<http://jasma.or.jp>

3. 書類作成上の注意

- (1) 証明書発行依頼書に所定事項を記入し、代表者印（所属長でも可）を押印してください。
- (2) 証明書（様式1）及びチェックリスト（様式2）に所定事項を正確に記入してください。整理番号及び発行日は、記入しないでください。

※各種様式については、ウェブサイト (<http://jasma.or.jp>) を参照してください。

(3) 裏付けとなる資料 (カタログ、技術資料、見積書等)

以下の事項が明記してある資料を準備してください。

- ①当該設備と一代前モデルの販売開始年月
- ②生産性向上指標

当該設備は、一代前モデルと比較して、年平均1%以上の生産性向上を達成していること。比較するのは自社の一代前モデルであり、他社製品との比較ではありません。

生産性向上指標は、生産効率、精度、エネルギー効率等です。

- ①生産効率の例
時間当たりの生産量、作業スピード等
- ②精度の例
縫製品の完成具合等 (不良品削減等)
- ③エネルギー効率の例
消費電力量等

※チェックリスト (様式2) に記載してください。

<事例>

当該設備 F 機械 (2010 年 9 月販売開始)

単位時間あたり生産量 105

一代前モデル G 機械 (2008 年 3 月販売開始)

単位時間あたり生産量 100

<要件をクリア>

$$[(105-100) \div 100] \div 2 \text{年}$$

=年平均2.5%の向上

(4) 最低取得価額

160 万円以上 (外部付随費用及び内部取付費用を含む。) であること。

4. 証明書発行手数料

会 員 : 無料

非会員 : 5,000 円/枚 (税込)

※証明書発行時に請求書を同封しますので、指定の銀行口座にお振り込み願います。

5. 郵送料

返信用封筒がない場合、郵送料 (切手代) は証明書発行手数料と合わせて請求します。

6. 対象設備の例

工業用ミシン、多頭刺繍機、延反機、裁断機、プレス機 等

※最新モデルでなくても可。ただし、中古品は除きます。

※個別内容については、問い合わせ先までご相談ください。

7. 取得対象期間

2017 年 4 月 1 日～2019 年 3 月 31 日まで